

平成29年2月23日

## 第424回白石市議会定例会議案

## 目 次

第 1 号議案	固定資産評価員の選任について	・・・	1
第 2 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・	2
第 3 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	・・・	3
第 4 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	・・・	6
第 5 号議案	白石市債権管理条例	・・・	8
第 6 号議案	白石市庁舎建設基金条例	・・・	17
第 7 号議案	白石市子育て応援住宅基金条例	・・・	20
第 8 号議案	個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	・・・	23
第 9 号議案	白石市水防協議会条例の一部を改正する条例	・・・	26
第 10 号議案	白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	28
第 11 号議案	白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	30
第 12 号議案	白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	32
第 13 号議案	旧白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	・・・	34
第 14 号議案	白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	36
第 15 号議案	白石市市税条例等の一部を改正する条例	・・・	41
第 16 号議案	白石市工場立地法準則条例の一部を改正する条例	・・・	51
第 17 号議案	白石市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	53
第 18 号議案	白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	・・・	55
第 19 号議案	白石市水道給水条例の一部を改正する条例	・・・	59
第 20 号議案	白石市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例	・・・	62
第 21 号議案	白石市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	・・・	64

- 第 2 2 号議案 白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する・・・66  
基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 2 3 号議案 白石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営・・・68  
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果  
的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 2 4 号議案 白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する・・・70  
基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 号議案

固定資産評価員の選任について

次の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市  
氏 名 大 槻 洋 一  
生年月日

平成29年2月23日

白石市長 山 田 裕 一



第 2 号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市  
氏 名 小 関 市次郎  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 齋 藤 信 子  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 日 下 功 男  
生年月日

平成29年2月23日

白石市長 山 田 裕 一

### 第 3 号議案

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

三住辺地及び不忘辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月23日

白石市長 山 田 裕 一

総合整備計画書

宮城県白石市三住辺地  
(辺地の人口 177人 面積 7.5 km<sup>2</sup>)

1. 辺地の概要

- 1 辺地を構成する町又は字の名称 福岡深谷字三住、巻平、出口、大日向  
二ノ萱、瘤岩、子バリ木、出合森、即安、  
鍋倉山、金成山、川童屋敷、白萩
- 2 地域の中心の位置 白石市福岡深谷字三住33-2
- 3 辺地度数 186点

2. 公共施設の整備を必要とする理由

当該辺地は南蔵王東部中腹に位置し、酪農を中心とした開拓農家の点在する地域であり、地域内に主たる公共施設はない。市街地から距離があり積雪も多いことから、初期消火に資する地域内消防力の強化を図る必要がある。

3. 公共施設の整備計画

平成29年度の1年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
消防ポンプ積載 用車両更新事業	白石市	6,696		6,696	6,600
合 計		6,696		6,696	6,600

## 総合整備計画書

宮城県白石市不忘辺地  
(辺地の人口 104人 面積 4.6 km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概要

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 1 辺地を構成する町又は字の名称 | 福岡八宮字不忘山、川原子、新川原子 |
| 2 地域の中心の位置       | 白石市福岡八宮字不忘山114-13 |
| 3 辺地度数           | 212点              |

### 2. 公共施設の整備を必要とする理由

当該辺地は南蔵王東部中腹に位置し、酪農を中心とした開拓農家の点在する地域であり、地域内に主たる公共施設はない。

当該農道は市道不忘線から主要地方道南蔵王七ヶ宿線に接続する連絡路線になっており、地域の中心から他地域へ往來するため常時生活道路として利用される頻度が高い。しかし、舗装面に亀裂が多く、車両の走行性能が低下し危険度が増大しているため、交通車両の安全を確保するため整備を行う必要がある。

### 3. 公共施設の整備計画

平成29年度の1年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
農道神嶺線舗装 修繕工事	白石市	2,216		2,216	2,200
合 計		2,216		2,216	2,200

#### 第 4 号議案

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

蔵王辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更したいので、  
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律  
(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、  
議会の議決を求める。

平成29年2月23日

白石市長 山 田 裕 一

総合整備計画書

宮城県白石市蔵王辺地

(辺地の人口 50人 面積 5.6 km<sup>2</sup>)

1. 辺地の概要

- 1 辺地を構成する町又は字の名称 福岡八宮字大網前、不忘山
- 2 地域の中心の位置 白石市福岡八宮字不忘山260-1
- 3 辺地度点数 180点

2. 公共施設の整備を必要とする理由

当該辺地は南蔵王東部中腹に位置する酪農を中心とした開拓農家の点在する地域であり、主たる公共施設はみやぎ蔵王白石スキー場のみである。

このスキー場は昭和44年に観光及び冬季スポーツ振興のため民間業者が整備したものであるが、平成9年に当該業者が倒産し、他の民間業者で経営を引き受ける者がなかったことから、地域住民の雇用確保と地域振興の観点に立って平成11年に当市がスキー場施設を引き受け、運営はNPO法人不忘アザレアが行うこととなった。

当該辺地振興の拠点として官民一体となりスキー場を運営しているが、東日本大震災や蔵王山の活動活発化による影響を払拭し交流人口の拡大を図るため、施設整備を行う必要がある。

また、平成26年度に策定した当該辺地の総合整備計画では事業期間を4年間としていたが、第5・第6リフト架替工事業の内容見直しを図ったため、事業期間を1年間延長する必要がある。

さらに、ゲレンデを整地するために不可欠な圧雪車や維持管理用車両の購入、老朽化が進んだ重油・軽油貯蔵地下タンクの修繕、コースの有効活用かつ利用者の安全性向上を図るためのコース拡幅工事を行う必要がある。

3. 公共施設の整備計画

平成27年度から平成31年度の5年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
みやぎ蔵王 白石スキー場 整備事業	白石市	(567,356) 871,006		(567,356) 871,006	(567,100) 868,400
合 計		(567,356) 871,006		(567,356) 871,006	(567,100) 868,400

※上段()内の数字は変更前、下段が変更後

第 5 号議案

白石市債権管理条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について、一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を期することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。
- (3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- (5) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (6) 私債権 市の債権のうち、市税及び公債権以外のものをいう。

### (法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (市長の責務)

第4条 市長（白石市公営企業の設置等に関する条例（平成元年白石市条例第16号）第3条第2項に規定する公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）は、法令等の定めに従い、市の債権を適正に管理しなければならない。



2 市長は、市の債権の管理に関する事務の状況の把握に努め、市の債権を適正に管理するための適切な措置をとるものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長は、前条の規定に基づき市の債権を適正に管理するため、別に規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を整備するものとする。ただし、当該債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

(督促)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定して書面によりこれを督促しなければならない。

(督促手数料及び延滞金)

第7条 公債権の督促手数料及び延滞金の額並びにその徴収方法については、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、白石市市税外収入等督促手数料及び延滞金条例（昭和30年白石市条例第27号）の例による。

2 市長は、公債権について、履行期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由その他特別な理由があると認める場合においては、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(遅延損害金)

第8条 市長は、私債権について、履行期限までに履行されないときは、当該私債権の額に履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合（商行為によって生じた市の債権にあつては、商法（明治32年法律第48号）第514条に規定する割合）を乗じて得た金額の遅延損害金を徴収することができる。ただし、遅延損害金の徴収について、契約に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup> 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合として計算する。

3 市長は、私債権について、履行期限までに納付しなかったことについて

やむを得ない事由その他特別な理由があると認める場合においては、遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

(滞納処分等)

第9条 市長は、市税及び強制徴収公債権について、第6条の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、法令の定めるところにより、滞納処分を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、法令に定める事由に該当するときは、徴収の猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行うものとする。

(強制執行)

第10条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収債権」という。）について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2の規定に基づき、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第15条の規定により徴収停止の措置をとる場合又は第16条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(専決処分)

第11条 市長は、前条第3号に規定する訴訟手続等により履行を請求する場合においては、法第180条の規定により専決処分にすることができる。

2 市長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを議会に報告し

なければならない。

(納期限の利益の喪失)

第12条 私債権に係る債務の履行が、2回以上に分割して行われる場合において、民法第137条の規定によるもののほか、債務者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その債務者は、残債務の全部に係る期限の利益を失う。

- (1) 債務者が分割された弁済金額についての履行を一部でも怠り、市長が第6条の規定による督促をしても履行しなかったとき。
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は滞納処分を受けたとき。
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てが行われたとき。

2 前項に規定する期限の利益の喪失に関する事項は、私債権が発生したことを証する契約書等の書面に明記することにより、その効力を生ずるものとする。

(履行期限の繰上げ)

第13条 市長は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、令第171条の3の規定に基づき、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第15条各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第14条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、令第171条の4第1項の規定に基づき、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、令第171条の4第2項の規定に基づき、債務者に対し、必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第15条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、令第171条の5の規定に基づき、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第16条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、令第171条の6第1項の規定に基づき、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、

第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 市長は、履行期限後においても、令第171条の6第2項の規定に基づき、履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金、遅延損害金その他の徴収金（以下「遅延損害金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第17条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、令第171条の7第1項の規定に基づき、当該債権及びこれに係る遅延損害金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（放棄）

第18条 市長は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る遅延損害金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該債権について履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 当該債権（消滅時効について時効の援用を要しないものを除く。）に

ついて、消滅時効に係る時効期間が経過したとき。

- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。
- (5) 第10条に規定する強制執行等の手続又は第14条に規定する債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、当該手続又は措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第15条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該債権について徴収できる見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（白石市道路占用料条例の一部改正）

2 白石市道路占用料条例（昭和47年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 5 当分の間、第7条第3項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合）とする。

(白石市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 3 白石市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和61年白石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1項の前に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第13条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

第 6 号議案

白石市庁舎建設基金条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

白石市長 山 田 裕 一



## 白石市庁舎建設基金条例

### (設置)

第1条 市庁舎建設の資金に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、白石市庁舎建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故をいう。以下同じ。）が発生した場合において、第6条第1項に定める相殺をすることにより、これを本市の債務の償還に充てることができる。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

### (管理及び運用)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は白石市土地開発公社に貸し付けて運用することができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、白石市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (処分)

第5条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため必要な財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

### (基金に属する現金の保全)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により基金に属する現金を預金として管理している場合において、当該預金を受け入れている銀行その他の金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金

に係る債権と当該金融機関に対する本市の債務との相殺をすることができる。

2 前項に規定する相殺をした場合には、予算の定めるところにより、相殺をした金額を当該基金に積み立てなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 7 号議案

白石市子育て応援住宅基金条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市子育て応援住宅基金条例

### (設置)

第1条 白石市子育て応援住宅（白石市子育て応援住宅管理条例（平成28年白石市条例第6号）に規定する住宅をいう。以下同じ。）に係る白石市子育て応援住宅入居者向け定住促進補助金及び白石市子育て応援住宅の整備保全に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、白石市子育て応援住宅基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故をいう。以下同じ。）が発生した場合において、第7条第1項に定める相殺をすることにより、これを本市の債務の償還に充てることができる。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、白石市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (処分)

第5条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため必要な財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

### (繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金に属する現金の保全)

第7条 市長は、第3条第1項の規定により基金に属する現金を預金として管理している場合において、当該預金を受け入れている銀行その他の金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する本市の債務との相殺をすることができる。

2 前項に規定する相殺をした場合には、予算の定めるところにより、相殺をした金額を当該基金に積み立てなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 号議案

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

白石市長 山 田 裕 一

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(白石市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 白石市個人情報保護条例(平成16年白石市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第31条第2号において同じ。)」を加える。

第32条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(白石市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 白石市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年白石市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第31条に各号を加える改正規定中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

(白石市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 白石市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年白石市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改める。

(白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第4条 白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年白石市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条の規定

は、公布の日から施行する。



第 9 号議案

白石市水防協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市水防協議会条例の一部を改正する条例

白石市水防協議会条例（昭和55年白石市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部危機対策室」を「総務部危機管理課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 1 0 号議案

白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 1 1 号議案

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 1 2 号議案

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）  
の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の150」を「100分の155」に  
、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



第 1 3 号議案

旧白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

旧白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する  
条例の一部を改正する条例

白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を  
廃止する条例（平成27年白石市条例第4号）附則第2項によりなおその効  
力を有するとされる同条例による廃止前の白石市教育委員会教育長の給与、  
勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和44年白石市条例第8号）の一  
部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の150」を「100分の155」に  
、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 1 4 号議案

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第10条の2第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「としての」を「たる」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者

のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第15条第1項中「第18条」を「第18条の2」に、「同項」を「同条」に改め、同条第3項、第5項、第6項及び第9項中「第18条」を「第18条の2」に改める。

第16条及び第17条中「第18条」を「第18条の2」に改める。

第18条中「から第17条まで」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第18条の2 第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第8項中「第18条」の次に「又は第18条の2」を加え、「同条」を「第18条」に改める。

附則第9項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の白石市職員の給与に関する条例第10条第3項及び第10条の2の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「

- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 15 号議案

白石市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

白石市長 山 田 裕 一



白石市市税条例等の一部を改正する条例

(白石市市税条例の一部改正)

第1条 白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(白石市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年白石市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（白石市市税条例の一部改正）」を付し、同条のうち、白石市市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「（）」、「第52条の7、第66条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、同条例第33条の4及び第79条の改正規定、同条例第79条の2を削る改正規定、同条例第83条を削り第82条を改め同条を第83条とする改正規定、同条例第81条を改め同条を第82条とし第80条の次に8条を加える改正規定、同条例第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第81条第2号アの項中「第81条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第81条第2号アの項中「第81条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成2

9年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第81条第2号アの項中「第81条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第81条第2号アの項中「第81条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第52条の7、第66条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第33条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第79条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第79条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「場合においては」を「場合には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「供するもの」を「供する軽自動車等」に改める。

第79条の2を削る。

第83条を削り、第82条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第83条とする。

第81条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「 2輪のもの（側車付のものを含む） 年額 3,600円  
3輪のもの 年額 3,900円  
4輪以上のもの  
乗用のもの  
    営業用 年額 6,900円  
    自家用 年額 10,800円  
貨物用のもの  
    営業用 年額 3,800円  
    自家用 年額 5,000円  
専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」

を

「 (ア) 2輪のもの（側車付のものを含む） 年額 3,600円  
(イ) 3輪のもの 年額 3,900円  
(ウ) 4輪以上のもの  
    (i) 乗用のもの  
        営業用 年額 6,900円  
        自家用 年額 10,800円  
    (ii) 貨物用のもの  
        営業用 年額 3,800円  
        自家用 年額 5,000円  
(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」

に改め、同号イ中

「 農耕作業用のもの 年額 2,400円  
その他のもの 年額 5,900円 」

を

「 (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円 」

に改め、同条を第82条とし、第80条の次に次の8条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第79条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

- (2) 巡回診療車
- (3) 患者輸送車
- (4) 血液事業の用に供するもの
- (5) 救護資材の運搬の用に供するもの  
(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又

は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。

)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第79条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第79条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中

「軽自動車税」を「種別割」に、「第 8 9 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 9 1 条第 2 項中「第 4 4 3 条」を「第 4 4 5 条」に、「第 7 9 条の 2」を「第 8 1 条の 2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 6 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 1 5 条の次に次の 5 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 1 5 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、宮城県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 1 5 条の 3 市長は、当分の間、第 8 1 条の 8 の規定にかかわらず、宮城県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 1 5 条の 4 第 8 1 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「宮城県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 1 5 条の 5 市は、宮城県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 2 9 条の 1 6 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として宮城県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 1 5 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 1 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

。

第 1 号	1 0 0 分の 1	1 0 0 分の 0 . 5
第 2 号	1 0 0 分の 2	1 0 0 分の 1

第3号	100分の3	100分の2
-----	--------	--------

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「次号」を「第4号」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中白石市市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年白石市条例第30号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の白石市市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第33条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の



市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 6 号議案

白石市工場立地法準則条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市工場立地法準則条例の一部を改正する条例

白石市工場立地法準則条例（平成24年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 17 号議案

白石市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

白石市公営企業の設置等に関する条例（平成元年白石市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改める。

別表1（第2条関係）

(1) 上水道事業

給水区域	給水人口	1日最大給水量
白石地区の全部 大平地区の森合、中目及び坂谷の一部 大鷹沢地区の三沢、大町及び鷹巣の一部 福岡地区の蔵本、長袋、八宮及び深谷の一部 斎川地区の一部 越河地区の越河、五賀及び平の一部 白川地区の内親、津田、小奥及び犬卒都婆の一部 小原地区の各字のうち湯元、湯倉、明戸、新湯、坂上、追久保、供養下、小日向及び小日向南の一部	3万3,370人	1万3,900立方メートル

(2) 簡易水道事業

事業名	給水地区	給水人口	1日最大給水量
上戸沢簡易水道事業	小原地区の各字のうち上町及び桜下の一部	557人	83立方メートル
下戸沢簡易水道事業	小原地区の各字のうち六角、町、西愛宕下、湯沢神前及び関谷道上の一部	503人	101立方メートル

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 18 号議案

白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年白石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を、「、通勤手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条の次に次の1条を加える。

（地域手当）

第5条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が別に定める地域に在勤する職員に支給する。

第7条第1号中「職員」の次に「（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）」を、同条第2号中「職員」の次に「（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）」を、同条第3号中「職員」の次に「（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）」を加える。

第8条を次のように改める。

（災害派遣手当）

第8条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第3

2条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居住地を離れて市の区域に滞在する場合に支給する。

第16条第2項中「者には支給しない」を「ときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる」に改め、同条第4項中「職員」の次に「（次項又は第7項の規定に該当する者を除く。）」を加え、「1年以内」を「1年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内」に、「失業給付」を「基本手当」に改め、同項を同条第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。

第16条第5項の次に次の3項を加える。

6 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

7 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の



支給の条件に従い、退職手当として支給する。

- 8 前3項に定めるもののほか、第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

第17条第1項中「場合」の次に「（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）」を加え、同条第2項中「をいう。）」の次に「又は白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）第15条第1項に規定する介護休暇若しくは第15条の2第1項に規定する介護時間」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 19 号議案

白石市水道給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市水道給水条例の一部を改正する条例

白石市水道給水条例（昭和48年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月定例日に量水器の検針を行い、その計量した使用水量をもって、定例日の属する月分とその翌月分の料金として算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、この端数を定例日の属する月分の使用水量に加える。

第31条の次に次の1条を加える。

（料金の督促）

第31条の2 管理者は、水道使用者等が料金、手数料及びその他の費用を納期限までに納入しない場合は、督促状を発しなければならない。

- 2 前項の規定により督促状を発した場合は、督促状1通につき100円の手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（三住地区に係る水量料金の経過規定）

- 2 平成29年度から平成33年度に限り、三住地区に係る一般用水量料金は、この条例による改正後の白石市水道給水条例別表第1の規定中、

「

水量料金（1月1立方メートルにつき）			
一般用	第1段	第2段	第3段
	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分	使用水量20立方メートルを超え、50立方メートルまでの分	使用水量50立方メートルを超える分
	195円	260円	330円

とあるのは、

「

水量料金(1月1立方メートルにつき)			
一般用	第1段	第2段	第3段
	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分	使用水量20立方メートルを超え、50立方メートルまでの分	使用水量50立方メートルを超える分
平成29年4月分から平成30年3月分まで	105円	105円	105円
平成30年4月分から平成31年3月分まで	123円	136円	150円
平成31年4月分から平成32年3月分まで	141円	167円	195円
平成32年4月分から平成33年3月分まで	159円	198円	240円
平成33年4月分から平成34年3月分まで	177円	229円	285円

」

と読み替えるものとする。

第 2 0 号議案

白石市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例（案）

白石市地域子育て支援センター条例（平成11年白石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表白石市地域子育て支援センターの項中「南町一丁目7番20号」を「字本町27番地」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 2 1 号議案

白石市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

白石市放課後児童クラブ条例（平成17年白石市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、」の次に「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び」を、「（以下「児童クラブ」という。）の」の次に「設置（設置について別に条例の定めがある施設を除く。）及び」を加える。

第2条の見出し中「設置場所等」を「位置」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
第一児童館放課後児童クラブ	白石市字亘理町37番地1
白石第一小学校放課後児童クラブ	白石市字半沢屋敷前2番地2
第二児童館放課後児童クラブ	白石市字白石沖6番地3
	白石市字白石沖1番地1
白石第二小学校放課後児童クラブ	白石市字白石沖29番地
福岡放課後児童クラブ	白石市福岡蔵本字陣場1番地

第2条に次の1項を加える。

- 2 福岡放課後児童クラブは、次条以下の規定は適用せず、その管理運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



第 2 2 号議案

白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準等を定める条例の一部を改正する条例

白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
等を定める条例（平成25年白石市条例第12号）の一部を次のように改正  
する。

第83条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内  
に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対  
応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加  
える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 3 号議案

白石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

白石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年白石市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「白石市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年白石市条例第23号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号」に改める。

第40条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第68条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条各号」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「同条例第33条各号」に改める。

第87条中「、第40条」の次に「（第5項を除く。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 4 号議案

白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年白石市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後の白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第4条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号

平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度に 修了した者	平成 3 2 年 3 月 3 1 日までに及び同 日以降 5 年を超えない期間ごとに同 項第 2 号
--------------------------------	--